

特集

被災者支援と個人情報の保護

東日本大震災では被害が甚大であり、行政機関も多大な被害を受けたことから、当初、要援護者などの安否確認に時間を要しました。また、仮設住宅やみなし仮設住宅などへ移行後も支援者に適切な個人情報の提供・共有がなされず、支援が行き届かない状況も一部にはみられたと言われています。これらの課題について、仙台中央法律事務所 野呂圭弁護士に寄稿いただきました。

1.はじめに（問題の所在）

東日本大震災後、高齢者や障がい者などのいわゆる「災害弱者」「災害時要援護者」とされる方々の窮状に対し、支援団体が彼らの安否確認及び支援を行うために駆けつけた。しかし、各種報告を見聞する限り、迅速かつ十分な安否確認及び支援がなされたとは言い難い。その原因として挙げられているのは、第一に、災害時に備えた要援護者情報の整備が十分ではなかつた（情報整備の問題）、第二に、津波被害によつて障害者手帳交付情報、介護保険認定・利用情報等が流失・喪失してしまつた（情報管理の問題）、第三に、多くの自治体が『個人情報保護』を理由に災害弱者の氏名、住所を開示しなかつた（情報の第三者提供・共有の問題）、というものである。1,2,3

2. 災害時要援護者情報の管理の問題について

前記第一（情報整備の問題）は、各自治体において災害時に活用できるよう情報の整備をしておくようにとしか言いようがない。

前記第二（情報管理の問題）は、災害時要援護者情報を津波被害の可能性が極めて低い高層階で保管したり、それができない場合にはバック

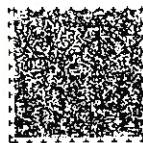
1 平成24年5月30日河北新報社説「東日本大震災個人情報保護法 支援の壁になつていなか」
2 日本障害フォーラム 平成23年8月23日付け「被災障害者への今後の施策・支援に関する要望」
3 日本弁護士連合会 平成23年6月17日付け「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」

仙台中央法律事務所
弁護士 野呂 圭
仙台弁護士会情報問題対策特別委員会委員
災害復興支援特別委員会委員



アップデータの共有化により解決しうる。例えば、日弁連が2011（平成23）年6月17日に発表した「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」では、「各地方自治体の保有する要援護者情報を災害等により喪失した場合の対応について、要援護者情報（例えば、高齢者については、後期高齢者医療・国民健康保険に関する情報、受診歴、介護保険の要介護認定・サービス利用歴に関する情報など。障がい者については、各種障害者手帳の取得情報、障害者自立支援法上の障害区分認定・サービス支給決定、サービス利用歴に関する情報など）を、当該市町村における情報保管だけでなく、都道府県レベルでも情報の共有化を常時はかることとして、要援護者情報喪失への対策を講じておくことが必要である。そのため、各市町村と都道府県や国との各種情報の共

4 2011年9月27日読売新聞夕刊記事



3. 災害時要援護者情報の 第三者提供・共有について

(一) 過剰反応

多くの自治体が「個人情報保護」を理由に災害時要援護者の氏名、住所を開示しなかつた点は、いわゆる個人情報保護に対する「過剰反応」であったと思われる。これは、個人情報保護条例の運用によって解決可能なところ、ほとんどの自治体における個人情報保護条例においては、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」には自治体が保有している個人情報を第三者に提供できるとされている。災害時における要援護者は正に生命、身体を保護する緊急性・必要性が認められるので、同規定に基づき支援団体に要援護者情報を提供することは可能である。したがって、災害時に要援護者情報が整備されていたならば、それを支援団体に提供することによって、迅速な安否確認・支援を行うことが可能となる。

(二) 災害時の第三者提供・共有の方法

災害時要援護者情報の第三者提供・共有が可能であるとしても、誰にでも提供して良いとなると当該情報が予期しないところまで広がった

り、あるいは悪用（目的外利用）されることにより、当該要援護者が被害を被る可能性もある。そこで、提供先・共有先は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会のほか信頼のおける団体等が望ましく、そのために所を開示しなかつた点は、いわゆる個人情報保護に対する「過剰反応」である。

多くの自治体が「個人情報保護」を理由に災害時要援護者の氏名、住所を開示しなかつた点は、いわゆる個人情報保護に対する「過剰反応」である。これは、個人情報保護条例の運用によって解決可能なところ、ほとんどの自治体における個人情報保護条例においては、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」や「本人以外の者に提供することができる機会を設けたり、提供を受けた個人情報を適切に取り扱う旨の誓約書を作成するといった対策を講じておくのが望ましい。⁵

(三) 平常時における第三者提供・共有の方法

平常時からの災害時要援護者情報の共有については、前記個人情報保護条例の緊急性が認められるかは疑問である。そこで、仮に平常時からの情報共有を図る場合には、まず前提として平常時から情報共有をしていなければ災害時に適切に対応を

(四) 個人の尊厳に立脚した柔軟な対応を

そもそも、個人情報の保護が要請される趣旨は、個人の尊厳、人格的、自律の尊重にある。生命・身体等が危険にさらされるおそれがある場合は個人の尊厳の危機でもある以上、個人情報を然るべき第三者に提供す

・護士が現場の自治体職員の業務運営を法令や条例等の解釈運用をサポートすることができるような体制を構築することも一つの方法であろう。

（寄稿）

人情報保護条例の他の規定に第三者提供・共有を許容する根拠となる規定があるかを調査することになる。

条例中には、第三者提供を認める場合として、前記生命・身体等の保護のほかに、公益上特に必要

があり、やむを得ない理由があると認めるとき⁵や「本人以外の者に提

供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提

供することについて特別の理由のあ

るとき」といった規定が置かれてい

る例もあり、これらの規定が手がかりとなるであろうが、これらの規定に該当するか否かについて慎重に検討することが求められる。

迅速な対応を行うためには、このよ

うな条例・マニュアルの適切な運用

が必要となるが、そのためには弁護士・弁護士会とも連携を図って、弁

ニユアルもこのようない観点で作成さ

れていると思われる。災害時に適切

に該当するか否かについて慎重に検討することが求められる。



5 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について
(平成19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知)

そ う だ ! 畑 へ 行 こ う 。

ソーシャルファーム参画募集

当団体では皆様に被災直後より様々な支援活動をさせていただいていました。その中でもう一度、庭いじりや家庭菜園を楽しみたい、働きたい、という声がありました。その声にお応えしたいと思い、被災直後から支援いただいた大手飲食店のレットロブスター・ジャパン株式会社様や株式会社ラッシュ・ジャパン様が当団体の活動に協力していただき、ジャガイモやハーブ等を栽培しそれを料理や化粧品等の原材料の一部として購入していただくことになりました。

そこでみなさんと一緒に当団体が主導で農作業を行い心身の健康の為、地域の方々のコミュニケーションの場としても手伝い出来ればと思い、協力していただきたく参加者を募集させていただきます。

栽培地：東松島市・石巻市
活動時間：9:00～11:00
送迎：有
食事：有

※ただし、天候や作業内容によっては時間変更、中止もあります。参加いただいた方には少額ではありますか賃金をお支払します。

参加条件

- 日中、時間に余裕があり、週一回程度参加していただける方。
- 体力的に無理なく作業ができる方。
- ジャガイモやハーブを商品として栽培するということをご理解いただける方。



NPO法人フェアトレード東北

代表理事 布施 龍一



0225-94-6883

当事業内容におきましてご不明な点、ご質問等ありましたら下記までご連絡下さい。

〒986-0859 石巻市大街道西三丁目 3-54
<http://ameblo.jp/fairtrade-t>
info@si-tohoku.com

当団体は震災前より石巻市で活動しているNPO法人です。当団体はいかなる宗教、その他マルチ商法、靈感商法などは一切関係ありません。また、勧誘、物品販売なども一切行っておりません。ご安心してご相談下さい。